

# 第23回 農業委員会総会議事録

平成28年5月24日開会

中標津町農業委員会

平成28年5月24日、第23回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 和泉光広  |
| 2番  | 後藤田宏幸 |
| 3番  | 高橋正一  |
| 4番  | 赤波江信二 |
| 5番  | 佐野弥奈美 |
| 6番  | 國光達男  |
| 7番  | 小林亨   |
| 8番  | 飯島浩   |
| 9番  | 中村正生  |
| 10番 | 笠原康博  |
| 11番 | 氏家康夫  |
| 12番 | 杉本公也  |
| 13番 | 本田信幸  |
| 14番 | 本田芳明  |
| 15番 | 纒坂尚久  |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔   |
| 18番 | 戸田重勝  |

附議した案件

- 議案第115号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第116号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第117号 現況証明願いについて  
議案第118号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第119号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、  
平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について  
議案第120号 賃借料情報の提供について  
報告第63号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
報告第64号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について  
報告第65号 農政委員会開催報告について  
報告第66号 農地委員会開催報告について  
報告第67号 農地法第5条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局 長	奥山 正行
庶務係 長	桐島 秀一
農地係 長	佐久間 照雄
係	本田 文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は18名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第23回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

1番、和泉 光広 委員。  
2番、後藤田 宏幸 委員。  
以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を、事務局長から報告致します。

事務局長 4月28日の総会以降につきまして会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。

4月28日午後1時30分から、301号会議室におきまして第37回家族協定調印式を開催し、平成27年度に経営移譲した6組のご家族にお集まりいただき、農業委員会会長、中標津町農協組合長、計根別農協組合長代理、地区担当農業委員の立会いのもと各々が作成した家族協定書に、調印を行ないました。

当日は、来賓として、中標津町長、根室農業改良普及センター北根室支所長の御臨席により、あいさつをいただいたところであります。

また当日は、農業委員の皆様にも御忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

5月17日に札幌市にて地方農業委員会連合会会長会議及び、北海道農業会議平成28年度第2回常設審議委員会が開催され、会長が出席しております。

最後に、5月18日に平成28年度北海道農業会議第1回理事会が開催され、会長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。

日程3、報告第63号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第63号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の47ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積48,799㎡ほか1筆、合計70,844㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成17年10月25日から平成37年10月24日まで。合意解約成立の日、平成28年4月1日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第115号(2)に関連するもので、農地転用許可申請を行うため、使用貸借していた農地を期間内解約したものです。

以上報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1)について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、別海町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,406㎡ほか7筆、

合計、畑 478,640 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格化法人設立のため使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 28 年 5 月 24 日から永年。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、自ら経営する農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第 115 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(2) について説明致します。6 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,799 m<sup>2</sup>の内 40,924.75 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、合計、畑 57,851.37 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地転用後の面積を除き、再度使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 28 年 6 月 1 日から平成 37 年 10 月 24 日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、自ら構成員となっている農地所有適格法人へ使用貸借していた農地の一部について、農地法第 5 条による農地転用申請を行った箇所を除外し、農地部分について、再度、使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

議案第115号(1)(2)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、報告第64号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。  
(1)について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 報告第64号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。49ページをお開きください。  
1. 届出人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。  
2. 許可年月日、許可番号、平成27年6月25日付、中農委5第1号。3. 許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4. 転用目的、砂採取。5. 事業計画の期間、平成27年7月1日から平成28年6月30日。6. 事業完了年月日、平成28年5月13日。7. この完了検査につきましては、平成28年5月13日に工事完了の報告を受けておりますが、完了日前日の12日に、本年度の転用申請の現地確認にて状況把握をしているため、完了報告の写真にて確認したところです。以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で事業完了届についての報告を終わります。  
日程6、議案第116号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました議案第116号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。9ページをお開きください。  
1. 当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2. 許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、61,079㎡の内19,059㎡ほか1筆。合計、畑、19,826㎡。3. 許可を受けようとする事由、砂採取のため。4. 転用の期間、平成28年7月1日から平成29年6

月 30 日まで。5、権利の種類、賃貸借権。6、採取量、砂 37,880 m<sup>3</sup>。7、最大切深 12.47m。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。  
この案件につきましては、砂採取のため申請があったもので、平成 23 年より継続して着手しているところです。申請地については、平成 27 年の継続地で、今回の申請面積は 19,826 m<sup>2</sup>となっております。平成 28 年 5 月 12 日に第 5 地区推進班で現地確認を行い、資源採取のための一時転用であり、採取後においては高低差やうねりを解消し、一体的な土地利用が可能になるものと判断し、別添の農地法第 5 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
日程 7、議案第 117 号「現況証明願いについて」を上程致します。  
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第 117 号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。12 ページをお開きください。  
(1) 1、申請人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 14,435 m<sup>2</sup>ほか 2 筆。合計 15,525 m<sup>2</sup>。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林及び原野。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。  
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。  
当該地は農業振興地域から除外され、道道に面した工業プラントが近接する状況となっており、地域一体の地力が悪く、耕作不適であり農地として利用できなかったことから現況が山林・原野となっております。  
平成 28 年 5 月 18 日、第 2 地区推進班で事前確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程 8、議案第 118 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。  
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第 118 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。  
15 ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積合計 47,249 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 198,400 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
10、見取図は別紙のとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。  
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2) から (4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第 118 号 (2) から (4) について説明いたします。  
17 ページをお開きください。  
(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。



2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 43,067 m<sup>2</sup>の内 41,070 m<sup>2</sup> ほか2筆。合計、畑 63,930 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 273,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(3)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。19ページをお開きください。

(3) 借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 17,709 m<sup>2</sup>の内 12,500 m<sup>2</sup> ほか1筆。合計、畑 30,320 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 121,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。21ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 14,550 m<sup>2</sup>の内 13,300 m<sup>2</sup>ほか1筆。合計、畑 41,600 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 178,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) から (4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5) から (7) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第118号(5)から(7)について説明いたします。

23ページをお開きください

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 25,019 m<sup>2</sup>ほか 8 筆。畑 160,793 m<sup>2</sup>、採草放牧地 19,766 m<sup>2</sup>、合計 180,559 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 405,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(6)につつましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。26ページをお開きください。

(6) 借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 22,699 m<sup>2</sup>ほか 4 筆。畑 125,536 m<sup>2</sup>、採草放牧地 1,078 m<sup>2</sup>、合計 126,614 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 372,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につつましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。28ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積合計 40,332 m<sup>2</sup>の内 20,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 80,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につつましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するもので

あり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)から(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第118号(8)について説明いたします。30ページをお開きください。  
(8)1、当事者の住所、氏名、年令。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積28,067㎡ほか2筆。合計畑69,186㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年6月1日から平成29年5月31日まで。6、価格、年215,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。  
この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第118号(1)から(8)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程9、報告第65号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員長 平成28年4月28日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

◎審議内容

1、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について毎年実施している、昨年度の活動の点検・評価および本年度の活動計画について協議し、次のとおり結論を得ております。

○協議結果

事務局が作成した原案の内容確認と協議を行ない内容に問題がないことから総会提案について承認するとの結論となったところであります。以上、農政委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で農政委員会の報告を終わります。  
日程10、議案第119号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 庶務係長。

庶務係長 議案第119号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、ご説明致します。議案書は32ページをご覧ください。  
農業委員会の適正な事務実施については、農林水産省の指導により、新農地制度が実効あるものとするために取り組んでいるところであり、毎年、前年の活動点検・評価、及び本年度の活動計画を作成することとなっております。  
先ほど、金刺農政委員長よりご報告がありましたとおり、平成27年度法令事務・促進事務に関する点検、及び当初計画に対する評価、平成28年度の目標設定数値等を、本議案のとおり、取りまとめたところであります。  
なお、本活動点検・評価、活動計画につきましては、承認後、根室振興局を經由して、農林水産省経営局への報告と合わせて、農業委員会のホームページに掲載し、公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、承認されました。  
日程 1 1、報告第 6 6 号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を副委員長から報告願います。  
(挙手あり) 笠原副委員長

笠原副委員長 平成 2 8 年 4 月 2 8 日 (木)、3・4 号委員会室において農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 2 3 条の規定によりその結果を報告します。

◎審議内容

1、平成 2 7 年分中標津町賃借料情報の提供について

農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うと農地法第 5 2 条で定められていることから平成 2 7 年分の賃借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

○協議結果

平成 2 7 年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされていることから農地保有合理化事業等、通常の農業者同士の賃貸借ではない案件を除いた賃借料を提供するとの結論とした。

以上、農地委員会の開催報告とする。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で農地委員会の報告を終わります。  
日程 1 2、議案第 1 2 0 号「賃借料情報の提供について」を上程致します。  
提案内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第 1 2 0 号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。  
4 5 ページをご覧ください。  
標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第 5 2 条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することになっております。  
中標津町賃借料情報

平成27年1月から12月までに締結（公告）された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、以下のとおりとなっております。なお、農地副委員長から報告がありましたとおり、農業委員会の賃借料評価に当てはまらない、保有合理化事業による賃貸借、町営牧場の賃貸借などは、著しく賃借料水準を下げることから、除いて集計しております。  
総会承認後、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。  
以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。  
ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程13、報告第67号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
（挙手あり） 農地係長。

農地係長 報告第67号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。  
55ページをお開きください。  
許可日、平成28年3月24日付。  
（1）1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。  
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積40,684の内9,145.125㎡。3、許可期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日。  
なお、（2）（3）につきましても、許可日及び借主が同一でありますので、氏名等省略し、説明いたします。56ページをお開きください。  
（2）貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積49,681の内5,889㎡。3、許可期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日。  
57ページをお開きください。  
（3）貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積9,919の内1,556.60㎡ほか1筆、合計7,791.60㎡。3、許可期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これもちまして、第23回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉会 11時15分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年5月24日

会 長 安 田 稔

1 番 和 泉 光 広

2 番 後藤田 宏 幸